

# 自転車ルール○×クイズ！



	問題	答え
1	自転車を利用する際、自転車保険への加入義務がある。	
2	自転車を運転していて歩行者や自動車とぶつかる事故を起こした場合、負傷者を救護し、相手と連絡を交換しておけば、警察に通報する必要はない。	
3	自転車は車道通行が原則であるが、以下の場合は歩道を通行することができる。 ① 自転車歩道通行可の標識や標示があるとき ② 運転者が18歳未満の者や70歳以上の高齢者、身体の不自由な者であるとき ③ 道路工事や駐車車両が連続しているため車道左側部分の通行が困難であるなど、安全を確保するためやむを得ないとき	
4	自転車は運転免許が不要なので、お酒を飲んで運転しても罰則はない。	
5	スマートフォンを手に持ち、電話や画面を注視しながら自転車を運転してはならないが、スマートフォンをハンドルに固定し、手に持たないようにすれば、画面を注視しながら運転しても違反にならない。	